

☆私たちは子孫にどんな国を残してゆくのか

9条を保持し戦争をしない国を！

日本の曲がり角

- ◇戦後約七十年、日本は直接戦争をせず、他国の民を殺めることなく、また自国の民も戦争によって犠牲になった人がいない平和な道を歩んできました。
- ◇その礎となったのが平和憲法であり、特に第9条の存在でした。しかし、あろう事か今年七月、政府のごく一部の人たちによってこれの解釈が変えられ、集団的自衛権行使と称して海外で武力行使できるとされました。
- ◇たった数人の人たちによって憲法の解釈が変えられ戦争の出来る国になる。それは正常な国の姿でしょうか？ 日本は明らかに曲り角に立っています。

集団的自衛権行使は戦争をすることです

- ◇同盟国を助けるために戦いを交える、しかも自分の国が攻められていなくても・・・というのが集団的自衛権行使です。
- ◇第9条に「国の交戦権はこれを認めない」とあるのに海外で戦いを交えるというのは、明らかに憲法違反です。限定的ならOKというのは言葉のまやかしです。

憲法9条を保持する日本国民にノーベル賞を

- ◇このような状況の中、神奈川県の一主婦の発案で「憲法9条を保持する日本国民にノーベル賞を」という素朴な運動が輪を広げています。
- ◇今年2月、必要な署名を添えてノーベル賞委員会に申請したところ6月に受賞候補として受理されたと通知が来しました。国内署名は二十万を超えました。

◇海外でも賛同の輪が広がっており、実行委員会はマレーシアの平和団体(*)から第一回「アジア平和賞」を受賞しました。国際友和会の皆さんからも多数の署名をいただき、ノーベル平和賞受賞者からも推薦をいただいています。

(*)マラヤ WWII 歴史研究会

☆私達は経済的に繁栄し軍事力の強大な国ではなく、質素でも非戦を誓った憲法第9条と、戦争をしない平和な国を子孫に残して行こうではありませんか。

☆本日は非戦平和団体・日本友和会の方々と共に平和行進を行っています。

二〇一四年九月十四日(日) 第五七一回憲法を守る平和行進
浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五
★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

〔日本国憲法第九条〕

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。